



広瀬川 川守り通信

(2023年10月号)

特定非営利活動法人広瀬川の清流を守る会

1991年4月20日設立

〒982-0011 仙台市太白区長町一丁目7-37-5

☎022-247-6522 ☎022-290-3205

http://www.hirosegawa.com ✉info@hirosegawa.com

秋の広瀬川となりました。如何お過ごしでしょうか。河原にはクワイモの黄色い花やススキが咲いています。今年もJR 架橋の基礎工事の為、定期清掃が6月のみで雨天中止となりました。今年もJRの工事が11月から開始とのこと。残念ながら来月の清掃で今年度の清掃は終わりとなります。11月3日漁協との共催による秋のサケ祭りを予定しています。広瀬川八本松の親水池を会場に、漁協組合が遡上するサケを獲り、調理して提供します。(会員特典あり) 市民各位には川の魅力を深め、愛される川づくりに協力して頂くことを期待しています。サケの遡上状況にもよりますが開催の折には、ぜひお声掛けとご協力をお願い致します。 日下 均 記



広瀬橋上流右岸 9/28/

<9月報告>

9/9 雨天により清掃中止

<10月予定>

10/14 (土) 10:00~河川清掃/広瀬橋集合 ※) 降雨、増水は中止します。hp掲示板でご確認下さい。



八本松河原 (じゃぶじゃぶ池) 2013/8/24撮影



広瀬川サケ祭り 2018/11/3 撮影

<活動の目的> 1974年 広瀬川の清流を守る条例 (仙台市条例)

社の都仙台の母なる川として文化と歴史を育みながら市民の生活に潤いある調和をもたらしてきた。健康都市宣言を行い「清く、明るく、住みよい」仙台を都市づくりの基本に掲げ、同時に広瀬川の清流を守るための環境整備に取り組んできた。しかし、都市化の進展は著しく、このまま放置すれば広瀬川の清流は奪い去られようとしている。この市民共有の財産を保全して次代に引き継ぐことは我々に課せられた重大な責務である。ここに我々は周知と総力を結集し、市民掲げて広瀬川の清流を守ることを決意し、この条例を制定する。(条例文転写) 本会は本趣旨に賛同し、命名した。